

訴訟費用を請求された経験から

2021年4月6日

弘前市民オンブズパーソン 高松

事案の概要

- 弘前市除雪業務委託契約において談合による損害があったとして提起した訴訟

市民からの情報提供をもとに入札結果を調査して問題提起



事案の概要

- 一審は原告側勝するも二審で逆転敗訴
- しかし、市は除雪業務委託契約にかかる制度の見直しを行ったこと、そして、その後の入札で落札率が4～5%下がったことから、成果があったとして原告側は上告せず → 敗訴確定
- これにより市が原告（当会共同代表2人）に対し、総額35万8990円の訴訟費用を請求してきたもの。

一審勝訴判決後の記者会見を報じた地元紙（陸奥新報）「指摘受け制度見直し」の見出しも →



当会幹事会での意思統一とその後の対応

- 訴訟費用額確定処分申立にかかる催告書が送達したのは幹事会が予定されていた当日。以下、2点を幹事会で確認。
- 単に「お金を請求された」ということではない。
- 住民訴訟を委縮させ、牽制する絶大な効果があり、これがまかり通ったら全国的にも重大な影響が及ぶことが想定され、断固たる対応をおこなう。
- 全国的に同様の事例はあるかまず調査。

→ 当日夜にインターネット報道が先行したことが判明、弘前だけの対応ではなく、北・東ネットにもMLで連絡、弘前市長あてに緊急申し入れを行うことを決め、10日後に当会代表と弁護士らで書面を手渡し抗議。その後、全国事務局も加わり、市と交渉することに。

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク市民フォーラム
参加者一同からの

「住民訴訟を萎縮させる訴訟費用請求に抗議するアピール」
に対する市のコメント

次の理由により、除雪談合住民訴訟の元原告らに対する訴訟費用の負担を求めるものであります。

1 勝訴した場合の訴訟費用の請求は民事訴訟法に明示されております。

この度の申立は、判決に従い法律に基づいた手続きを履行しているに過ぎないもので、住民訴訟に対し圧力をかけたり、活動を阻害するために行うものではありません。

2 市からの訴訟費用額確定の申立を受け、裁判所が訴訟費用を確定しました。

これにより、市が債権を取得したものであります。

3 市が訴訟の当事者となり訴訟の費用を負担していますが、原資は市民に納めていただいた貴重な税金であります。その一部でも回収できるのであれば、回収するのが自治体の務めであります。

オンブズパーソンに対する訴訟費用の請求について

北海道・東北市民オンブズマンネットワーク、全国市民オンブズマン連絡会議などから、弘前市民オンブズパーソンに訴訟費用を請求しないよう市に対して申し入れがあり、検討してまいりました。

これまでは、判決に基づき訴訟費用の請求について事務的に手続を進めてまいりましたが、全国的な動向を調査した結果、判決に基づいて訴訟費用を請求する事例は極めて少ないことが確認されました。

また、オンブズパーソン住民訴訟においては、そのことを通して、全国的に地方公共団体の違法・不当な行為、怠る事実の発生が防止され、事業の適正化、改善や是正がなされてきたことも事実です。

以上のことを総合勘案すると、私としてはオンブズパーソンに係る訴訟費用については、地方公共団体を取り巻く諸制度の社会的成熟が図られるまで見合わせるのが妥当と判断し、今回の訴訟費用については、私の任期中は住民に負担を求めないこととしました。

まとめ

- 住民訴訟は、自己の利益を目的に提起するものではなく、自治体の利益のために自治体に代わって、しかも手弁当・自腹を切って提起しているもの
- これまでも、自治体の食糧費やカラ出張問題、政務調査費、政務活動費等に係る訴訟で、お金のみならず、制度的改善を進める原動力になるなど大きな成果を上げてきている
- 住民敗訴の場合に訴訟費用を住民らに求めるのは、住民に対して重大な委縮効果をもたらすもので許されない
- 弘前の場合は市長が「私の任期中は」ということで引き下がっただけで、請求する権利はいまだに留保されたまま
- 住民訴訟にかかる訴訟費用負担について、制度的な在り方が検討されることが必要